

来庁者に対する新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

本庁舎及び別館庁舎の来庁者について、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、以下のとおり対応するようお願いいたします。

■ マスクを着用していない来庁者への対応

【庁舎警備員】

- ・ 1階ロビーにおいて、マスクの着用を要請。
- ・ 着用に応じない場合は、訪問先、用件を確認し、担当部局へ連絡。
- ・ 担当部局の職員が到着するまでの間、1階ロビー以外への移動は行わせない。

【担当部局】

- ・ 1階ロビーにおいて、少人数により対応。

■ 事前連絡がなく多人数の来庁者への対応

【担当部局】

- ・ 会議室やエレベーターホールなど広い場所に移動し、少人数で対応することとし、執務室内での対応は行わない。

■ 正当な理由がなく知事等への面会を強要する来庁者への対応

【担当部局】

- ・ 毅然とした態度で拒否するとともに、総務部総務課庁中管理係又は中央司令室に連絡。

《対応手順概要》

面会強要事案の発生（庁舎等管理規則第17条第5号違反）



【関係課の対応】

口頭警告（複数回繰り返す） → 総務部総務課庁中管理係に協力要請



【関係課又は総務部総務課の対応】

退去勧告（3回繰り返す） → 退去命令（3回繰り返す） → 警察へ情報提供・相談



【関係課又は総務部総務課の対応】

警察官の出動要請予告 → 警察官の出動要請（110番通報）

【北海道庁舎等管理規則抜粋】

（禁止行為）

第17条 何人も、庁舎等において、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(5) 面会を強要し、又は庁舎等において居すわること。

※いずれの場合にあっても、速やかに総務部総務課庁中管理係（内線22-125）へご連絡願います。